

## 令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

関東管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8:30～17:30（左記時間帯以外は留守番電話対応）

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

※ 被災者の方を対象としたフリーダイヤルによる御相談の受付は、11月15日（金）17時30分をもって終了いたしました。

- 来所による相談受付：平日 8:30～17:30

住所：さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階  
総務省関東管区行政評価局 まくみみ埼玉

- インターネットによる相談受付

URL [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

- FAXによる相談受付 048-600-2336



まくみみ埼玉



総務省行政相談センター

【本資料に係る問い合わせ先】

総務省関東管区行政評価局

〒330-9717

さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館19階

電話：048-600-2313

FAX：048-600-2336

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年11月14日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、総務省関東管区行政評価局ホームページ(※)の「【特設情報】〈令和元年台風19号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

(※) <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風19号による災害においては、埼玉県内の以下の市町村が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（29市18町1村）】（令和元年10月19日時点）

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

- 3 台風19号による災害は「特定非常災害」に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。（令和元年10月10日以後に満了する許認可等が対象）

対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ下記の総務省特設ウェブページ（※）等でお知らせします。

(※) [http://www.soumu.go.jp/r01\\_taufudai19gokanrenjoho/hisai.html](http://www.soumu.go.jp/r01_taufudai19gokanrenjoho/hisai.html)  
上記URLのページは、右のQRコードの読み込みでも確認できます



- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）

- 4 前回から更新した箇所については下線を付しています。

## 目 次

分野	項 目	P
1 住まいや身の回りのこと 	1 災害証明書の発行	1
	2 被災者のための住宅	4
	3 被災住宅の応急修理等	5
	4 被災住宅の補修や再建に関する相談	6
	5 被災者生活再建支援法に基づく支援金について	7
2 お金のこと 	1 災害弔慰金等の支給	8
	2 災害援護資金の貸付	8
	3 生活福祉資金の貸付	8
	4 住宅の建設、補修等の融資、住宅ローンの返済	9
	5 雇用保険失業給付の支給等	9
3 役所の手続のこと 	1 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	11
	2 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	12
	3 運転免許証を紛失した場合	12
	4 自動車に被害を受けた場合	13
4 税や公共料金のこと 	1 国税の特別措置	14
	2 県税の特別措置	15
	3 市町村税、国民健康保険料などの特別措置	16
	4 公共料金の減免措置等	16
5 民間の手続のこと 	1 生命保険の契約内容	17
	2 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	17
	3 金融機関等との取引に関する相談	17
	4 法律相談等の窓口（ <u>県弁護士会・司法書士会等</u> ）	18
6 事業者の方へ 	1 中小企業者を対象とした相談窓口	19
	2 農林漁業者を対象とした相談窓口	20
7 教育のこと 	1 保育料等の減免	21
	2 高等学校授業料減免措置	21
	3 小・中学生の就学援助措置	21
	4 特別支援学校等への就学奨励事業	21
	5 JASSO の奨学金の緊急採用、返還期限猶予等	21
8 医療のこと 	1 保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます	23
9 その他の情報 	1 ペットに関する相談	24
	2 <small>がいこくじん</small> <small>さいがいそうだん</small> 外国人のための災害相談	25



## 1 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 「り災証明書」の交付申請の際には、申請書の他に、被害の状況がわかる写真が必要となります。また、手数料が必要となることがあります。
- ◆ 各市町村等の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。  
なお、店舗、事業所、工場、農地等の事業関係については、市町村によって担当が異なることがありますのでご注意ください。

地域	市町村名	問い合わせ先
さいたま市	さいたま市	各区役所総務課(下記はすべて代表番号) 西 区:048-622-1111 北 区:048-653-1111 大宮区:048-657-0111 見沼区:048-687-1111 中央区:048-856-1111 桜 区:048-858-1111 浦和区:048-825-1111 南 区:048-838-1111 緑 区:048-874-1111 岩槻区:048-790-0111
南部	川口市	市民課:048-258-1110(代表) 芝支所 :048-265-1166 新郷支所:048-281-0142 神根支所:048-281-0931 安行支所:048-295-1801 戸塚支所:048-295-1807 鳩ヶ谷支所:048-280-1200
	蕨市	市民課:048-433-7751
	戸田市	危機管理防災課:048-441-1800(内線 311・451)

地域	市町村名	問い合わせ先
南西部	朝霞市	課税課 固定資産税係:048-463-1111 (内線 2132~2135)
	志木市	防災危機管理課:048-473-1111 (内線 2326(防災・国民保護))
	和光市	危機管理室 防災担当:048-424-9097
	新座市	危機管理課 危機管理係:048-477-2502
	富士見市	安心安全課:049-251-2711 (内線 445、446)
	ふじみ野市	市民課 市民係:049-262-9018
	三芳町	三芳町役場:049-258-0019(代表)
東部	春日部市	防災対策課 防災対策担当:048-736-1111(内線 2342)
	草加市	市民税課:048-922-1042
	越谷市	危機管理課:048-963-9285
	八潮市	八潮市役所:048-996-2111(代表)
	三郷市	危機管理防災課 危機管理防災係:048-952-1294
	吉川市	危機管理課 危機管理担当:048-982-9471
	松伏町	税務課 資産税担当:048-991-1831
県央	鴻巣市	税務課 家屋担当:048-541-1321
	上尾市	資産税課:048-775-5134
	桶川市	安心安全課 消防・防災係:048-788-4926
	北本市	税務課 固定資産税係:048-594-5519
	伊奈町	生活安全課 危機管理担当 048-721-2111 (内線 2281・2282)
川越比企	川越市	福祉推進課:049-224-5769
	東松山市	課税課:0493-21-1444
	坂戸市	課税課 土地担当:049-283-1331 (内線 265)
	鶴ヶ島市	安心安全推進課:049-271-1111(代表)
	毛呂山町	税務課:049-295-2112(代表)
	越生町	総務課 自治振興担当:049-292-3121
	滑川町	税務課 資産税担当:0493-56-4410 (カーポートや自動車) 総務政策課人権・自治振興担当:0493-56-2211(内線 127)
	嵐山町	税務課 課税担当:0493-62-2153
	小川町	防災地域支援課:0493-72-1221 (内線 351・352)
	川島町	税務課:049-299-1757
	吉見町	税務会計課課税係:0493-54-5029
	鳩山町	総務課 秘書・総務担当:049-296-1214
	ときがわ町	税務課:0493-65-1521 (農林水産関係)産業観光課 農林担当:0493-65-1521
	東秩父村	税務課:0493-82-1224
西部	所沢市	資産税課:04-2998-9068
	飯能市	資産税課:042-973-2113
	狭山市	危機管理課:04-2953-1111(代表)

地域	市町村名	問い合わせ先
	入間市	危機管理課:04-2964-1111(代表)
	日高市	政策秘書課:042-989-2111(代表)
利根	行田市	税務課 資産税担当:048-556-1111(代表)(内線 233)
	加須市	危機管理防災課:0480-62-1111(代表)
	羽生市	地域振興課:048-561-1121
	久喜市	財政部資産税課:0480-22-1111
	蓮田市	市民課 市民担当:048-768-3111(内線 118)
	幸手市	危機管理防災課:0480-43-1111(内線 582)
	白岡市	税務課 資産税担当:0480-92-1111(内線 121~123)
	宮代町	町民生活課:0480-34-1111(代表)(内線 276~278)
	杉戸町	くらし安全課 消防・防災担当:0480-33-1111(代表)
北部	熊谷市	資産税課:048-524-1111(内線 250・252)
	本庄市	危機管理課 危機管理係:0495-25-1184
	深谷市	資産税課:048-574-6638
	美里町	総務税務課 総務係:0495-76-1115
	神川町	神川町役場:0495-77-2111(代表)
	上里町	上里町役場:0495-35-1221(代表)
	寄居町	税務課資産税班:048-581-2121(代表)
秩父	秩父市	市民部市民課:0494-22-5348 吉田総合支所市民福祉課:0494-77-1111 大滝総合支所市民福祉課:0494-55-0101 荒川総合支所市民福祉課:0494-54-2111
	横瀬町	総務課 自治交流グループ:0494-25-0111(代表)
	皆野町	皆野町役場:0494-62-1230(代表)
	長瀬町	税務課 資産税担当:0494-66-3111(内線 113)
	小鹿野町	総務課:0494-75-1221(代表)

## 2 被災者のための住宅提供

### 【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を先着・抽選順等の方法により提供しています。

詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

(11月14日現在)

名称	支援内容	支援の対象となる方	問合せ先等
(独法) 都市 再生 機構	一時的な避難場所としてUR賃貸住宅を提供	令和元年台風第19号により、住宅が全壊、半壊、一部損壊等の損害を受け、現に居住が困難となり、罹災証明書を提出できる方（見込みの方を含みます）  ※申込期間 令和元年10月18日9時30分から 同年11月30日18時00分まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UR八重洲営業センター 03-3271-0611</li> <li>・UR新宿営業センター 03-3347-4330</li> <li>・UR立川営業センター 042-526-5201（水曜休）</li> <li>・UR大宮営業センター 048-649-2277（水曜休）</li> <li>・UR横浜営業センター 045-461-4177（水曜休）</li> <li>・UR津田沼営業センター 047-478-3711（水曜休）</li> <li>・UR名古屋営業センター 052-968-3100</li> </ul>
埼玉県	県営住宅の無償提供 ※最長6か月間	台風19号により自宅が大きな被害を受け、罹災証明書の提出が可能な方 ※今後、罹災証明書の発行を受けられる見込みの方も対象となります。	<p>①川越市民の方で、川越市内の県営住宅を希望する場合 →川越市役所建築住宅課 TEL:049-224-6049</p> <p>②東松山市民の方で、東松山市内の県営住宅を希望する場合 →東松山市役所住宅建築課 TEL:0493-21-1424</p> <p>③その他の市町村にお住まいの方 →県都市整備部住宅課 TEL:048-830-5564</p>
さいたま市	市営住宅への緊急仮入居 ※原則6か月以内	災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合 ※提供できる住宅・戸数には限りがあります	県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL:048-829-2878 FAX:048-825-1822

			市役所住宅政策課 住宅整備係 TEL:048-829-1521 FAX:048-829-1982
行田市	市営住宅への一時入居	災害等により住居を失い住宅に困窮した方	営繕課 住宅管理担当 TEL:048-550-1554 FAX:048-556-5388
春日部市	公募によらない市営住宅の空家への入居	住家を失った場合	建築課 TEL:048-736-1111(内線 3617)
上尾市	応急仮設住宅の供与	対象者については、右記の課にお問い合わせください	資産税課 TEL:048-775-5134
坂戸市	市営住宅の提供	坂戸市内に住所があり、台風19号により被災し、居住することが困難となり、他に避難先を確保できない方	施設管理課 TEL:049-283-1241
小川町	町営住宅への一時避難の受入れ	町内に在住の方で、台風19号により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方	都市政策課 TEL:0493-72-1221

### 【民間賃貸住宅の借り上げ(みなし仮設住宅)】

- ◆ 住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間住宅を借り上げて無償で提供するものです。
- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

なお、県内では、以下の市が受付開始しています。

- ・ 東松山市：10月30日から  
担当部局：住宅建築課 (0493-21-1424)

## 3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が一部損壊（準半壊）または半壊もしくは大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 一世帯当たり59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合は30万円）が限度額です。  
※ 令和元年10月23日付けの内閣府告示の改正により、一部損壊（準半壊）の場合も支援対象となりました。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
  - ① 台風により「半壊」もしくは「一部損壊（準半壊）」の住家被害を受け自ら



の資力では応急修理することができない方または「大規模半壊」の住家被害を受けた方

- ・ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと

◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

◆ 災害救助法による住宅の応急修理は、災害発生日（令和元年10月12日）から1ヶ月以内に完了するように努めることとされていますが、下記の24の市町村においては、特別措置として更に1ヶ月、実施期間の延長がなされることになりました。（令和元年12月11日まで）

#### 【期間延長適用市町村】

さいたま市、川越市、行田市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、深谷市、上尾市、越谷市、戸田市、和光市、桶川市、富士見市、坂戸市、日高市、ふじみ野市、毛呂山町、小川町、川島町、吉見町、長瀬町、東秩父村、寄居町

## 4 被災住宅の補修や再建に関する相談

◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100(IP電話からの場合は、03-3556-5147。平日10時から17時まで対応)にお問い合わせください。

〈注意！〉 **点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！**

◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合や、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

- ・ 消費者ホットライン：188(市外局番なしの3桁番号)
- ・ 住まいるダイヤル：0570-016-100

## 5 被災者生活再建支援法に基づく支援金について

- ◆ 被災者生活再建支援法が適用された市町村において、①住宅が全壊した世帯、②住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯及び③住宅が大規模半壊した世帯には、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 支援金は、被害の程度等に応じて、最大 300 万円が支給されます。

区 分	基礎支援金	加算支援金		合 計
① 全壊世帯 ・ ② 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
③ 大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円

- ◆ 令和元年 11 月 1 日付けで、埼玉県内の全ての市町村が同法の適用対象となりました。当該支援金の請求方法は、市町村の窓口にお問い合わせください。



## 2 お金のこと

### 1 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の災害によりお亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

### 2 災害援護資金の貸付

- ◆ 台風により、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

### 3 生活福祉資金の貸付

#### 【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

#### 【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 4 住宅の建設、補修等の融資、住宅ローンの返済

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
  - ・ 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル：0120-086-353  
(通話料無料、受付時間：9時～17時(祝日、年末年始を除く))
- ◆ また、各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っている場合があります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。
- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。  
詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。  
なお、借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室でもお問い合わせいただけます(ナビダイヤル:0570-017109又は03-5252-3772、受付時間:9時～17時)。

## 5 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 台風により埼玉県内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます(一定の要件があります)。
- ◆ 詳しくは、労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)までお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
埼玉労働局	048-600-6200	埼玉県
川口公共職業安定所	048-251-2901	川口市、蕨市、戸田市
熊谷公共職業安定所	048-522-5656	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町
熊谷公共職業安定所 本庄出張所	0495-22-2448	本庄市、児玉郡(上里町、美里町、神川町)
大宮公共職業安定所	048-667-8609	さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市(旧吹上町、旧川里町をのぞく)、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、北足立郡伊奈町
川越公共職業安定所	049-242-0197	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市

川越公共職業安定所 東松山出張所	0493-22-0240	東松山市、比企郡(小川町、嵐山町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、鳩山町)、秩父郡東秩父村
浦和公共職業安定所	048-832-2461	さいたま市のうち中央区・桜区・浦和区・南区・緑区
所沢公共職業安定所	04-2992-8609	所沢市、狭山市、入間郡三芳町、入間市(仏子・野田・新光をのぞく)
所沢公共職業安定所 飯能出張所	042-974-2345	飯能市、日高市、入間郡(毛呂山町、越生町)、入間市(のうち仏子・野田・新光)
秩父公共職業安定所	0494-22-3215	秩父市、秩父郡(皆野町、長瀬町、小鹿野町、横瀬町)
春日部公共職業安定所	048-736-7611	春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡宮代町
行田公共職業安定所	048-556-3151	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市(のうち旧吹上町、旧川里町)
草加公共職業安定所	048-931-6111	草加市、三郷市、八潮市
朝霞公共職業安定所	048-463-2233	朝霞市、志木市、和光市、新座市
越谷公共職業安定所	048-969-8609	越谷市、吉川市、北葛飾郡松伏町



### 3 役所の手続のこと

#### 1 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）にお問い合わせください。
- ◆ 最寄りの年金事務所又は市町村の国民年金担当窓口にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
浦和年金事務所	048-831-1638	さいたま市桜区・浦和区・南区・緑区、川口市、蕨市、戸田市
大宮年金事務所	048-652-3399	さいたま市西区・北区・大宮区・見沼区・中央区、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
熊谷年金事務所	048-522-5012	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、美里町、神川町、上里町、大里町
川越年金事務所	049-242-2657	川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町
所沢年金事務所	04-2998-0170	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、三芳町
春日部年金事務所	048-737-7112	春日部市、さいたま市岩槻区、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
越谷年金事務所	048-960-1190	越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市
秩父年金事務所	0494-27-6560	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村

## 2 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳しくは、さいたま地方法務局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
さいたま地方法務局	048-851-1000	さいたま市、戸田市、蕨市
川口出張所	048-255-4844	川口市
鴻巣出張所	048-541-0776	鴻巣市、北本市
上尾出張所	048-771-0239	上尾市、桶川市、伊奈町
志木出張所	048-476-1230	志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市
川越支局	049-243-3824	川越市、ふじみ野市、三芳町、川島町
坂戸出張所	049-281-0342	坂戸市、鶴ヶ島市、鳩山町、越生町、毛呂山町
熊谷支局	048-524-8805	熊谷市、行田市、深谷市、寄居町
本庄出張所	0495-22-3264	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父支局	0494-22-0827	秩父市、小鹿野町、長瀬町、皆野町、横瀬町
所沢支局	04-2992-2677	所沢市、狭山市、人間市
飯能出張所	042-972-2580	飯能市、日高市
東松山支局	0493-22-0379	東松山市、吉見町、滑川町、小川町、嵐山町、ときがわ町、東秩父村
越谷支局	048-966-1321	越谷市、吉川市、松伏町
春日部出張所	048-752-2339	春日部市、宮代町、杉戸町
草加出張所	048-936-0354	草加市、八潮市、三郷市
久喜支局	0480-21-0215	久喜市、加須市、幸手市、羽生市、蓮田市、白岡市

## 3 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、埼玉県警察運転免許センター（048-543-2001）にお問い合わせください。

## 4 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、被災した自動車に係る税の減免、被災により運行できない自動車の課税除外措置等を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、県自動車税事務所又はお近くの県税事務所（※）にご相談ください。

埼玉県自動車税事務所 課税第二担当

住所：〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町3-8-3

電話：048-658-0227

FAX：048-643-0295

※ 県税事務所の連絡先等につきましては、「4 税や公共料金のこと」－「2 県税の特別措置」の表を参照ください。





## 4 税や公共料金のこと

### 1 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
上尾税務署	048-770-1800	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
朝霞税務署	048-467-2211	朝霞市、志木市、和光市、新座市
浦和税務署	048-600-5400	さいたま市中央区・桜区・浦和区・南区・緑区
大宮税務署	048-641-4945	さいたま市西区・北区・大宮区・見沼区
春日部税務署	048-733-2111	さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
川口税務署	048-252-5141	川口市の一部（西川口税務署管轄内の地域を除く。）、草加市
川越税務署	049-235-9411	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
行田税務署	048-556-2121	行田市、加須市、羽生市
熊谷税務署	048-521-2905	熊谷市、深谷市、寄居町
越谷税務署	048-965-8111	越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
秩父税務署	0494-22-4433	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村
所沢税務署	04-2993-9111	所沢市、飯能市、狭山市、入間市
西川口税務署	048-253-4061	川口市の一部(荒川町、飯塚1~4丁目、飯原町、伊刈、上青木6丁目(7・8番・17~19番)、川口1~6丁目、小谷場、芝、芝新町、芝中田1・2丁目、芝1~5丁目、芝樋ノ爪1・2丁目、芝園町、芝富士1・2丁目、芝下1~3丁目、芝高木1・2丁目、芝宮根町、芝東町、芝塚原1・2丁目、芝西1・2丁目、仲町、並木元町、並木1~4丁目、西川口1~6丁目、原町、本前川1・2丁目、本前川3丁目(1~33番)、前川町3・4丁目、前川1丁目(1

名称	電話番号	管轄区域
		～25番)、前川2～4丁目、前上町(3～14番・22～29番)、緑町、南町1・2丁目、南前川1・2丁目、宮町、柳崎1～5丁目)、蕨市、戸田市
東松山税務署	0493-22-0990	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町
本庄税務署	0495-22-2111	本庄市、美里町、神川町、上里町

## 2 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市(岩槻区を除く。)
川口県税事務所	048-252-3571	川口市、蕨市、戸田市
上尾県税事務所	048-772-7111	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
朝霞県税事務所	048-463-1671	朝霞市、志木市、和光市、新座市
川越県税事務所	049-242-1801	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町
所沢県税事務所	04-2995-2112	所沢市、狭山市
飯能県税事務所	042-973-5612	飯能市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町
東松山県税事務所	0493-23-8946	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町
秩父県税事務所	0494-23-2110	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村
本庄県税事務所	0495-22-6153	本庄市、美里町、神川町、上里町
熊谷県税事務所	048-523-2809	熊谷市、深谷市、寄居町
行田県税事務所	048-556-5067	行田市、加須市、羽生市
春日部県税事務所	048-737-2110	さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
越谷県税事務所	048-962-2191	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
自動車税事務所	048-658-0227	県内全域(自動車税、軽自動車税等)

### 3 市町村税、国民健康保険料等の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

### 4 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。  
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。
- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。  
詳しくは、N H K (0570-077-077(9:00~20:00)。左記の番号がご利用になれない場合、050-3786-5003(有料))にお問い合わせください。



## 5 民間の手続のこと

### 1 生命保険の契約内容

◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会 災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル：0120-001-731（受付時間：月～金曜日（祝日除く）9時～17時）
- ・かんぽコールセンター  
フリーダイヤル：0120-552-950（受付時間：月～金曜日 9時～21時、土日休日 9時～17時）

### 2 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル：0120-108-420  
受付時間 月～金曜日 8時30分～21時、土日休日 9時～17時
- ・金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）  
受付時間 月～金曜日 10時～17時

### 3 金融機関等との取引に関する相談

◆ 金融庁は、金融サービス利用者相談室において、台風19号被災者の皆様からの各種金融機関の窓口に関するお問い合わせ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けています。

名称：令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル

TEL：0120-156811（受付は10時～17時）※IP電話からの場合は、03-5251-6813

FAX : 03-3506-6699

メール : saigai@fsa.go.jp

文 書 : 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談室

※ FAX・メール・文書で受け付けた場合には、相談室より、原則平日10時～17時の間にお電話いたします。

## 4 法律相談等の窓口（県弁護士会・司法書士会等）

- ◆ 埼玉弁護士会では、台風19号に関する無料相談を開始いたしました。法律の問題に限らず、今回の災害のお困りごとを弁護士に相談できます。

電話番号 : 048-710-5666

受付日時 : 平日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時30分～午前11時30分

※ 通話料はお客様のご負担となります。

※ 電話をかけていただいた後、相談担当の弁護士が折り返し相談者の方にお電話します。

- ◆ 埼玉司法書士会において令和元年台風19号被害に対応するための無料電話相談を実施しております。浸水等の被害でお困りのかたはご相談ください。

- ・開催期間および時間

令和元年10月28日（月）～同年12月20日（金）平日の17時から19時まで

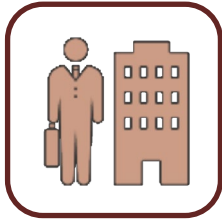
- ・相談専用電話

048-872-8055または048-872-8056

- ◆ 法テラスでは、災害救助法が適用された市町村（特別区を含む）に令和元年10月10日（災害発生日）に自宅や営業所などがあった方（法人を除く）に対し、無料法律相談（生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について）を開催しています。

期間は令和元年10月18日～令和2年10月9日まで。詳しくはお近くの法テラスにお問い合わせください。

なお、法テラスでは被災者専用フリーダイヤルによる情報提供も行っています。（平日：9～21時、土曜日：9～17時、日曜祝日・年末年始休業。TEL：0120-078309（おなやみレスキュー））



## 6 事業者の方へ

### 1 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

#### 【日本政策金融公庫】

さいたま支店（中小企業事業）	048-643-8320
さいたま支店（国民生活事業）	048-643-3711
浦和支店（国民生活事業）	048-822-7171
川越支店（国民生活事業）	049-246-3211
熊谷支店（国民生活事業）	048-521-2731
越谷支店（国民生活事業）	048-964-5561

【埼玉県信用保証協会】 経営支援部 審査課 048-647-4716

【商工組合中央金庫】 さいたま支店 048-822-5151

熊谷支店 048-525-3751

#### 【商工会議所】

川越	049-229-1810	川口	048-228-2220	熊谷	048-521-4600
さいたま	048-838-7700	秩父	0494-22-4411	行田	048-556-4111
本庄	0495-22-5241	深谷	048-571-2145	所沢	04-2922-2196
飯能	042-974-3111	狭山	04-2954-3333		

【埼玉県商工会連合会】 048-641-3617

【埼玉県中小企業団体中央会】 048-641-1315

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局】 産業部 中小企業課 048-600-0321

【中小企業庁】 埼玉県よろず支援拠点

（公益財団法人埼玉県産業振興公社） 0120-973-248

## 2 農林漁業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の融資や返済についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 本店 農林水産事業部	0120-926-478
日本政策金融公庫 さいたま支店	048-645-5421





## 7 教育のこと

### 1 保育料等の減免

- ◆ 台風により、居住する家屋及び家財などが著しい損害を受けた場合等において、保育料が減免される場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

### 2 高等学校授業料減免措置

- ◆ 台風により住宅等に災害を受けた場合は、申請により県立高等学校の授業料の減免が受けられる場合があります。（ただし、原則的に高等学校等就学支援金の支給対象者を除きます。）

詳しくは、埼玉県教育局財務課授業料・奨学金担当（電話：048-830-6652）にお問い合わせください。

### 3 小・中学生の就学援助措置

- ◆ 被災により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等の援助を受けられる場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

### 4 特別支援学校等への就学奨励事業

- ◆ 被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童または生徒の保護者を対象に、通学費、学用品等の援助を受けられる場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

### 5 JASSOの奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の申請を受け付けています。緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通



じてお申し込みください。

また、奨学金返還に関する相談は、奨学金相談センター（ナビダイヤル:0570-666-301、IP電話からは03-6743-6100）にお問い合わせください。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して、JASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、同機構のJASSO支援金担当（03-6743-6011）にお問い合わせください。



## 8 医療のこと

### 1 保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

#### ○ 窓口負担の免除を受けることができる対象者と期限

災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険、埼玉県後期高齢者医療制度（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の(1)～(5)のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）

※ なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

(1)住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

(2)主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

(3)主たる生計維持者の行方が不明である方

(4)主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

(5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ この免除を受けるには、上記の(1)～(5)のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

#### ○ 埼玉県内の対象保険者（国保保険者及び後期高齢者医療広域連合）※令和元年10月24日12時時点

さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、上尾市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、埼玉県医師国保組合、埼玉県薬剤師国保組合、関東信越税理士国保組合、埼玉県建設国保組合、埼玉土建国保組合、埼玉県後期高齢者医療広域連合

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各市町村又は国保組合及び後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

※ この窓口負担の取扱について、ご不明な点があれば、お住まいの市町村、ご加入の国保組合にお問い合わせください。



## 9 その他の情報

### 1 ペットに関する相談（飼育相談、迷子等）

県や保健所設置市に設置されている以下の窓口では、ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

名称	電話番号	管轄区域
動物指導センター	048-536-2465	以下の4市を除く埼玉県内全域
さいたま市動物愛護 ふれあいセンター	048-840-4150	さいたま市
川越市保健所	049-227-5103 (食品・環境衛生課 環境衛生担当)	川越市
越谷市保健所	048-973-7532 (生活衛生課(総務・動物))	越谷市
川口市保健所	048-423-7884 (生活衛生係)	川口市

また、迷子になったペット（犬、猫）に関する相談、飼い主不明のペット（犬、猫）の保護情報については以下の窓口にお問い合わせください。

なお、さいたま市、川越市、越谷市及び川口市については、上記の各市の保健所窓口にお問い合わせください。

区分	名称及び連絡先	管轄区域
犬	南部保健所 (048-262-6111)	蕨市、戸田市
	朝霞保健所 (048-461-0468)	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	春日部保健所 (048-737-2133)	春日部市、松伏町
	草加保健所 (048-925-1551)	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
	鴻巣保健所 (048-541-0249)	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	東松山保健所 (0493-22-0280)	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
	坂戸保健所 (049-283-7815)	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町

	狭山保健所 (04-2954-6212)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	加須保健所 (0480-61-1216)	行田市、加須市、羽生市
	幸手保健所 (0480-42-1101)	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
	熊谷保健所 (048-523-2811)	熊谷市、深谷市、寄居町
	本庄保健所 (0495-22-6481)	本庄市、美里町、神川町、上里町
	秩父保健所 (0494-22-3824)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
猫	動物指導センター 指導課 (048-536-2465)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、行田市、加須市、羽生市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町、飯能市、日高市（※狭山保健所管轄地域のうち西部）
	動物指導センター 南支所 (048-855-0484)	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、蕨市、戸田市、所沢市、狭山市、入間市（※狭山保健所管轄地域のうち東部）、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、春日部市、松伏町、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

## がいくじん さいがいそうだん 2 外国人のための災害相談

がいくじん たいふう かん こま がいくじん そうごう  
外国人のみなさんは、台風19号に関する困りごとを、外国人総合

そうだん せんたー さいたま えいご ちゅうごくご すぺいんご ぼるとがるご かんこく  
相談センター埼玉に、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・

ちょうせんご たがるご たいご にほんご でんわ そうだん  
朝鮮語、タガログ語、タイ語またはやさしい日本語で、電話で相談できます。

TEL : 048-833-3296 9:00~16:00